

広島市請負工事等成績評定評価委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市請負工事等成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 広島市請負工事成績評定通知実施要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答に係る事項
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項
- (3) 広島市建設コンサルタント等業務成績評定要領に基づき通知された評定点等について、受託者が説明を求めた場合の回答に係る事項
- (4) 建設コンサルタント等業務成績評定の通知に係る事項
- (5) その他工事成績評定及び建設コンサルタント等業務成績評定の運用に係る事項

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 都市整備局次長
 - (2) 財政局契約部長
 - (3) 財政局契約部工事契約課長
 - (4) 都市整備局技術管理課長
 - (5) 都市整備局技術管理課建築管理担当課長
- 2 委員長は、都市整備局次長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、財政局契約部長がその職務を代理する。
- 4 委員長は、委員会での説明者として、当該工事又は業務の担当部長、担当課長、監督員（業務の場合、調査職員）、検査員（業務の場合、検査職員）の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、都市整備局技術管理課で行う。

(委任規定)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に当たり必要となる事項については、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。